

# 記帳が義務化されました

所得税法の改悪で

## 実施は14年1月から

全業者  
対象に

これまで事業所得等の金額が300万円までは記帳と帳簿などの保存義務が免除されていましたが、2011年度の税制「改正」ですべての白色申告者に課せられることになりました。実施は14年1月1日からです。対象は事業所得者、不動産所得または山林所得を営む方です。

### 民商で 自主記帳・自主計算を

#### 自主記帳が一番

税務署は「簡易な方法」と宣伝していますが、中小業者が毎日、記帳することは大変です。景気が冷え込む中で、経理専門の従業員を雇用したり、税理士に依頼することは大変なことです。

民商では、記帳講習会を開いたり、身近な業者が集まって互いに教え合うなど、簿記や記帳の学習会を開催して「自分で記帳」しています。



#### 資金繰りにも

売り上げや仕入れ、経費の状況を系統的につかむ自主記帳・自主計算は、本来税務署のために行うものではありません。

景気やお客の流れを敏感につかみ、無駄な経費を見直し、商品の管理、メニューの開



発にも生かされます。

自主計算の力は資金繰りにも発揮されます。

小法人の役員報酬では「定期同額」か「事前確定届出給与」を選択しなければなりません。とても経理を人任せにはできません。



パソコンを使って自主計算を進める民商の記帳教室

#### パソコン会計も

民商では、参加者の実情に合わせた「パソコン会計教室」「パソコン簿記教室」などにも取り組んでいます。「パソコンは初めて」という人でもみんなので学ぶので安心です。あなたも参加しませんか。



税金・記帳・金融などの相談は...